

国民健康保険被保険者証の切り替えをお忘れなく

平成22年度の被保険者証の有効期限は3月31日（木）まで

平成22年度国民健康保険被保険者証と平成23年度被保険者証との切り替えを、各行政区で指定日時に実施しますので、必ず交換してください。

被保険者証の様式の一部が変わり、**臓器提供意思表**示欄が追加されます。意思表示にご協力ください。

❖新しい被保険者証と必ず交換してください

現在、皆さんがご持ちの平成22年度の国民健康保険被保険者証の有効期限は、3月31日（木）までです。
そこで、平成23年度の新しい被保険者証へ更新を行うため、左ページの日程で、被保険者証を交換します。

国民健康保険加入世帯の世帯主の人は、指定された日時および場所に、現在使用中の被保険者証を必ずお持ちになり、新しい被保険者証と交換してください。

※世帯に国民健康保険加入者が何人かいる場合は、国保加入

者全員の被保険者証をお持ちになってください。

※当日、やむを得ない理由で別世帯の代理人に被保険者証の受け取りを依頼される場合は、委任状が必要です。

※更新日程の時間に、指定の場所に行くことができない場合は、後日、町住民生活課窓口で交換してください。

❖臓器提供に関する意思表示にご協力ください

平成23年度から、国民健康保険被保険者証の様式の一部が変わります。

臓器の移植に関する法律の一部が改正され、各自治体は移植



❖国民健康保険被保険者証の更新日程

■ 3月22日（火）		
午前9時25分～午前9時40分	本坂谷区	本坂谷公民館
午前9時50分～午前10時5分	谷内区・堂ノ原区	谷内公民館
午前10時15分～午前10時30分	広瀬区	広瀬公民館
午前10時40分～午前10時55分	西原区・井戸江区(柳瀬のみ)	西原集会所
午前11時5分～午前11時20分	小鹿区	小鹿集会所
午前11時30分～午前11時50分	上揚区・安平区・井戸江区	宮内集会所
午後1時30分～午後1時50分	上豊内区	上豊内公民館
午後2時～午後2時20分	下豊内区	下豊内公民館
午後2時30分～午後2時50分	東寒野区	東寒野公民館
午後3時～午後3時20分	西寒野区	西寒野公民館
午後3時30分～午後3時50分	岩下一区・岩下二区	町総合保健福祉センター
■ 3月23日（水）		
午前9時～午前9時20分	中横田区(内田・庄分・立神)	町トレーニングセンター
午前9時30分～午前9時50分	下横田区	下横田公民館
午前10時～午前10時20分	浅井区	浅井公民館
午前10時30分～午前10時50分	中横田区(目野・宮ノ尾・中尾)	中尾公民館
午前11時～午前11時20分	有安区	有安公民館
午前11時30分～午前11時50分	横田区	横田公民館
午後1時30分～午後1時50分	上早川一区・上早川二区	上早川公民館
午後2時～午後2時20分	上早川三区・上早川四区	上早川公民館
午後2時30分～午後2時50分	大町区	大町公民館
午後3時～午後3時30分	仁田子区・緑町区	町総合保健福祉センター
■ 3月24日（木）		
午前9時～午前9時20分	船津区	船津公民館
午前9時30分～午前9時50分	麻生原区	麻生原公民館
午前10時～午前10時20分	世持区	世持公民館
午前10時30分～午前10時50分	南三箇区	南三箇公民館
午前11時～午前11時20分	中山区	中山公民館
午前11時30分～午前11時50分	津志田区	津志田公民館
午後1時30分～午後1時50分	上田口区	上田口公民館
午後2時～午後2時20分	下田口区	下田口公民館
午後2時30分～午後2時50分	田原区	田原公民館
午後3時～午後3時20分	府領区	府領公民館
午後3時30分～午後3時50分	和田内区	和田内公民館
■ 3月25日（金）		
午前9時30分～午前9時50分	辺場区	辺場公民館
午前10時～午前10時20分	糸田区	糸田公民館
午前10時30分～午前10時50分	北早川区	北早川公民館
午前11時～午前11時20分	早川区	早川公民館
午前11時30分～午前11時50分	中早川区	中早川集会所
午後1時30分～午後1時50分	吉田区	吉田公民館
午後2時～午後2時20分	芝原区	芝原公民館
午後2時30分～午後2時50分	古閑区・八丁区・山出区	山出公民館
午後3時30分～午後3時50分	上早川五区	六谷公民館

医療に関する啓発や知識の普及に努めることとなりました。そのため、臓器提供の意思を記載できるように被保険者証の様式が改正されました。平成23年度から、被保険者証の裏面に、「臓器提供意思表示欄」が設けられます。

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療で、第三者の善意による臓器提供がなければ成り立ちません。意思表示記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。また、「意思表示欄」に記入したこと、またはしなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。

「意思表示欄」の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。「意思表示欄」の記入は、ボールペンで記入してください。記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することが出来ます。その場合には、二重線で消してから、改めて変更後の意思を記入してください。

普段から臓器提供についてよく考え、家族などと話し合ってください。

おくことが大切です。意思表示にご協力ください。

❖あんま、はり、きゅう治療券の更新について

平成22年度の「あんま、はり、きゅう治療券」の使用期限は、3月31日（木）までですのでご注意ください。

なお、平成23年度の治療券は、

4月1日（金）から町住民生活課窓口で更新します。

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

▼お申し込み・お問い合わせ先

町住民生活課

TEL 096・234・1111
(内線106)

✉ k1g205@town.kosa.lg.jp